

○厚生労働省告示第四百九十三号

医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第七条第四十号を削る。

第九条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二号チ及びリ中「選択的脳血栓・塞栓溶解術」を「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」に改め、同条第十五号ニ中「血液細胞核酸増幅同定検査」を「造血器腫瘍遺伝子検査」に改め、同条第二十二号ハ中「単純CT撮影」を「CT撮影」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとする。

第十二条第二号イ中「関節鼠摘出術」を「関節鼠摘出手術」に改める。

第十四条第一号ハ中「地域連携退院時共同指導」を「退院時共同指導」に改め、同号ハ中「在宅末期医療総合診療」を「在宅がん医療総合診療」に改め、同号ヌ中「在宅訪問リハビリテーション指導管理」を「在宅患者訪問リハビリテーション指導管理」に改め、同条第二号中タを削る。

第十九条中「第二十二号ハ、ニ、ホ、ヘ及びト」を「第二十二号ハ、ニ、ホ及びヘ」に改める。